

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和元年 5 月 31 日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 10 番  
質 問 者 白石えつ子

### 記

#### 1. 相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」の可能性について

障害者総合支援法が一部改正されたことにより、多種多様な障がいに限らず、すべての市民の生活する上での相談支援を総合的に担う「基幹相談支援センター」が東村山市にも平成 31 年 4 月より、設置されました。住み慣れた地域で、誰もがその人らしく暮らし続けていくためには、相談支援体制が重要です。今後の相談機能と多職種の連携はどう取られていくのか、展望を含め以下質問していきます。

1. 基幹相談支援センター設置にあたり、どこでどのように検討されたのか、これまでの経緯と設置主体や設置方法も伺う。
2. 基幹相談支援センター設置で、他自治体への視察や参考になれたところはあったのか伺う。
3. 基幹相談支援センターの業務を担う事業所はどこか、選定方法と理由を伺う。
4. 業務内容を具体的に伺う。
  - ① 総合的・専門的な相談支援について
  - ② 地域の相談支援体制の強化の取り組みについて
  - ③ 地域移行・地域定着の促進について
  - ④ 権利擁護。虐待防止の取り組みについて
  - ⑤ 人員体制は、どのような資格を持たれている方があたるのか
  - ⑥ 児童発達支援の分野の連携はどうされていくのか

5. 業務の中で、多種多様な障がいなどの諸課題に取り組む中で、人材育成のスキルアップをどう図っていくのか伺う。
6. 基幹相談支援センターの業務実績や問題点などの情報共有や進捗状況はどこでおこなっていくのか伺う。
7. 基幹相談支援センターの運営の責任主体として、所管はどう関わっていくのか、地域福祉向上などを含め、展望を伺います。

## 2. 教育と福祉と医療の連携について

発達や情緒に課題がある児童を対象に平成 29 年度から当初 3 校に開設された特別支援教室「けやき教室（通称）」。平成 30 年度には、小学校 15 校にすべてに併設。平成 31 年度 4 月からは、中学校 7 校にも「アーチ（通称）」開設に伴い、現在での教育環境について伺います。

発達に課題のある児童・生徒は、症状により、向精神薬を処方、服用している場合もあります。薬を否定するものではありません。薬によるメリットだけにとらわれることなく、デメリット（副作用など）も理解した上で、学ぶ環境を整備していくことが望ましいと考えます。子どもの権利条約の勧告文で、リプロダクティブヘルスの視点も踏まえ、現状での教育と医療と福祉の連携など以下質問していきます。

1. 発達に課題のある場合に利用する就学相談がありますが、相談の際、医師の所見・診断書等と提示する割合はどのくらいあるか、5 年前と比較するとどう分析されているか、見解を伺う。
2. 各小学校に開設時から「けやき教室」を利用する人数。発達課題の傾向。教室が校内になることでの成果と課題を伺う。
3. 各中学校に開設された「アーチ」の利用人数。小学校からの引継ぎはどのようにされていくのか、伺う。
4. 各小学校、中学校での個々のニーズへのケアに差異がないことが重要です。教育委員会として各校に共通理解をどのように図られているのか伺う。

5. 発達に課題のある児童・生徒が利用する「子ども相談室」では、症状により服用しているケースがあった場合に、向精神薬などの効用や副作用などについての検討や、医療との連携はどう図られているのか伺う。
6. 通常学級に籍を置き、症状を抑える上で向精神薬を服用している場合、学校では、教員との連携・保護者との連携はどう図られているのか伺う。
7. 発達に関してだけでなく、教員や特別支援コーディネーターなどへの薬の知識が必要不可欠と考えます。理解・啓発は、どのように進められてきたのか伺う。
8. 児童・生徒が向精神薬で複数類服用することで体内での複合的な副作用を考えた時、現状を改善（減薬や少量使用）していく必要性を感じます。薬だけに頼ることなく、生活環境や食事などで症状を回復していくことで、その子らしく学び、生きていける可能性をゆっくり探ることが、望ましいと考えます。子どもの権利条約の勧告文にリプロダクティブヘルスの視点から、どう改善していくべきか現段階での見解を教育長に伺います。